

(仮称) 自転車安全利用条例の論点について

1 自転車事故を発生させないために

交通ルールの遵守やマナーの向上 ～ 自転車の安全で適正な利用の推進

【事務局の考え】

自転車事故を発生させないためには、次の4点について整備する必要がある。

- | | |
|--------|--------------------------|
| ① 利用方法 | ルールやマナーをよく理解し、遵守すること |
| ② 自転車 | 自転車をよく点検整備し、適切な状態を維持すること |
| ③ 協力 | 自動車運転者や歩行者が利用者の安全に配慮すること |
| ④ 環境 | 自転車が安全に走行できる道路環境であること |

(1) 県は何をすべきか

- 県は、県民、自転車利用者、保護者等、交通安全団体、事業者等、市町村及び国と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、実施する。
- 県は、県民等、自転車利用者、保護者等、交通安全団体、事業者等及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の推進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の措置を講ずる。
- 県は、県民等、自転車利用者、保護者等、事業者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めるため、交通安全教育及び啓発を行う。
- 県は、学校における交通安全教育が効果的に行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行う。
- 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車利用環境の整備に努める。

(2) 県民は何をすべきか

- 県民は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。
- 県民は、県等が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努める。
- 県民は、自動車等を運転し自転車の側方を通過する場合は、交通の危険及び事故を防止するため、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努める。

(3) 自転車利用者は何をすべきか

- 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑をかけるような運転をしないよう努める。
- 自転車利用者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うとともに、反射材を装着するよう努める。

(4) 保護者等は何をすべきか

- 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行い、又は点検及び整備を依頼するよう努める。
- 高齢者と同居する者は、当該高齢者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行い、又は点検及び整備を依頼するよう努める。

(5) 学校は何をすべきか

- 学校の設置者又は長は、児童又は生徒に対して、その発達段階に応じ、自転車を安全で適正に利用するための教育を実施するよう努める。
- 大学その他の教育研究機関の設置者又は長は、学生に対して、自転車を安全で適正に利用するための方法について理解が深まるよう啓発に努める。

(6) 交通安全団体は何をすべきか

- 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努める。
- 交通安全団体は、県等が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努める。

(7) 事業者は何をすべきか

- 事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。
- 事業者は、県等が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努める。
- 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、自転車の安全で適正な利用に必要な啓発及び指導を行うよう努める。
- 事業者は、事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うとともに、反射材を装着するよう努める。

(8) 自転車小売等事業者は何をすべきか

- 自転車小売業者は、顧客に対し、自転車を安全で適正に利用する方法、自転車の点検の手順その他の必要な情報を提供するよう努める。

(9) 自転車貸付業者は何をすべきか

- 自転車貸付業者は、事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うとともに、反射材を装着するよう努める。

2 自転車事故を重大化させないために 乗車用ヘルメットの着用等

【事務局の考え】

自転車事故を重大化させないためには、次の取り組みが考えられる。

- ① 自転車利用者 乗車用ヘルメット（及び防具）の着用
- ② 歩行者 （歩行者においては、防具の着用等は現時点では非現実的であり、今後の検討が必要）

(1) 自転車利用者は何をすべきか

- 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットその他の防具を使用するよう努める。

(2) 保護者等は何をすべきか

- 保護者は、幼児若しくは児童が道路で自転車を運転するとき又は道路で自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットその他の防具を使用させるよう努める。
- 高齢者と同居する者は、自転車を利用する当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットその他の防具を使用させること、その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な助言をするよう努める。

3 自転車事故の被害者を救済するために

自転車損害賠償保険への加入

【事務局の考え】

自転車事故の被害者を救済するために、自転車利用者等に対し自転車損害賠償保険等への加入を求める必要がある。

(1) 県は何をすべきか

- 県は、関係機関と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償等に関する情報の提供その他の必要な施策を策定し、実施する。

(2) 自転車利用者は何をすべきか

- 自転車利用者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入する。

(3) 保護者は何をすべきか

- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入する。

(4) 学校は何をすべきか

- 学校の設置者又は長は、自転車を利用して通学する者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認を行うよう努める。
- 学校の設置者又は長は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努める。

(5) 交通安全団体は何をすべきか

- 交通安全団体は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努める。

(6) 事業者は何をすべきか

- 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努める。
- 事業者は、従業者が通常の通勤の方法として県内で自転車を利用することを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努める。

(7) 自転車小売業者は何をすべきか

- 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努める。
- 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努める。

(8) 自転車貸付業者は何をすべきか

- 自転車貸付業者は、その顧客に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努める。